

●対象者

- 1、平成30年1月1日現在、市内に居住し、平成29年中に課税対象となる所得があった方 ※①～④に該当する方は申告の必要はありません
 - ①税務署に所得税の確定申告書を提出した方
 - ②給与収入のみで、勤務先から市へ年末調整済の給与支払報告書が提出された方
 - ③公的年金収入のみで、源泉徴収票の内容に変更がない方
 - ④合計所得金額が次の金額以下の方
 - ▷扶養親族がない場合＝32万円
 - ▷扶養親族がいる場合＝32万円×(扶養親族人数+1)+19万円
- ※収入がゼロだった人など、④に該当する方でも他制度の申請等のために申告が必要な場合がありますのでご注意ください
- 2、平成30年1月1日現在、市内に住所はないが、事業所や家屋敷がある方

平成30年度 市・県民税の申告は 3月15日(木) までに



申告の受け付けは、次の日程で行います。
住んでいる管内申告会場のいずれかで期間中に申告を

●受付時間

午前9時～午後4時30分 ※土・日・祝日を除く ※吉母、川中、長府東公民館は午前9時30分から
★総合支所管内の申告は会場により地区の割り当てがあり、受付時間が異なります。詳細は各総合支所から配布・回覧する日程表で確認を。

●スムーズな申請にご協力を

▷所得税の確定申告が必要な人は確定申告会場へ(詳細は20頁を参照)▷申告会場は初日、月曜日、朝一番が最も混雑します。来場日時を変更するなどのご協力をお願いします▷全ての収入と控除を証する物、認め印(シャチハタ不可)、マイナンバーが分かる物を持参してください▷医療費控除の明細、農業所得・営業所得・不動産所得の収支内訳書などは、事前に必ずご自身で作成しておいてください※医療費の明細や収支内訳書は、国税庁のホームページからダウンロード可

●本庁管内

- ▷吉母公民館＝2月2日
- ▷清末公民館＝2月2・5日
- ▷小月公民館＝2月5・6日
- ▷内日公民館＝2月6・7日
- ▷吉田公民館＝2月7・8日
- ▷王喜公民館＝2月8・9日
- ▷王司公民館＝2月9・13日
- ▷吉見公民館＝2月13・14日
- ▷安岡公民館＝2月19・20日
- ▷川中公民館＝2月21日～23日
- ▷勝山公民館＝2月26日～28日
- ▷長府東公民館＝3月1・2日
- ▷長府公民館＝3月5日～7日
- ▷彦島公民館＝3月8・9・12日
- ▷本庁本館7階大会議室＝2月16日～3月15日

●菊川総合支所管内

▷総合支所＝2月16日～3月15日

●豊田総合支所管内

- ▷総合支所＝2月8日～16日、3月6日～15日
- ▷三豊公民館＝2月19・20日
- ▷豊田下公民館＝2月21・22日
- ▷豊田中公民館＝2月23日～28日
- ▷とのい夢・夢ハウス＝3月1日～5日

●豊浦総合支所管内

- ▷豊浦ふれあいセンター＝2月6日
- ▷室津公民館＝2月7日
- ▷勤労青少年ホーム＝2月8日
- ▷小串公民館＝2月9日
- ▷総合支所＝2月13日～3月15日

●豊北総合支所管内

- ▷総合支所＝2月6日～19日、3月8日～15日
- ▷和久健康センター＝2月20日
- ▷矢玉自治会館＝2月21日
- ▷神玉公民館＝2月22日
- ▷阿川公民館＝2月23日
- ▷県漁協組合豊浦支店＝2月26日
- ▷角島開発総合センター＝2月27日
- ▷豊北生涯学習センター＝2月28日
- ▷上畑自治会館＝3月1日
- ▷田耕農漁家婦人活動促進センター＝3月2日
- ▷栗野浦自治会館＝3月5日
- ▷栗野公民館＝3月6日
- ▷二見集会所＝3月7日

●収入ゼロの申告をされる方は、申告書をご自身で記入のうえ、郵送または会場受付の投函箱への提出にご協力を。
※市・県民税の申告書は、市のホームページからダウンロード可(トップページで【申告】で検索)

申告書表面 上

平成30年度 市・県民税申告書

〒 下関市 平成 年 月 日 提出

フリガナ 氏名 職業 印 印 認め印 (本人の場合は捺印可)

住所 現在 上記と同じ場合は「同上」

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

個人番号 電話番号 郵便番号

申告書裏面 右下

14 着付金に関する事項

16 家屋敷等に関する事項

17 収入がなかった人の記載欄

1. () の扶養親族・控除対象配偶者

2. 生後・学生(学校名)

3. 生活扶助受給(担当)

4. 失業

5. 病氣

6. 預貯金

7. 非課税所得のみ 障害年金 遺族年金

8. その他 ()

- 関市民税課(☎231-1916)
各総合支所市民生活課
- ▷菊川(☎287-4001)
 - ▷豊田(☎766-2952)
 - ▷豊浦(☎772-4011)
 - ▷豊北(☎782-1919)

★記入の仕方

- 収入がなかった期間(平成29年1月1日～12月31日)、どのように生活していたか
- 配偶者に扶養されていた場合＝1を○で囲み()内に夫もしくは妻と記入
 - 生活保護を受給していた場合＝3を○で囲み()内に担当ケースワーカー名を記入
 - 障害年金で生活していた場合＝7を○で囲み障害年金の文字を○で囲みます